

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
1	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 内藤 邦雄 (千代田区霞が関1-2-1)	平成21年1月5日	福岡県 (福岡市博多区東公園7-7)	会計法第29条の3第4項	2,674,000	2,674,000	100%	-	地方公共団体との取決め(取決書)により相手方が一に定められているものとして競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するため。	イ(二)	
2	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 内藤 邦雄 (千代田区霞が関1-2-1)	平成21年1月14日	広島県 (広島市中区基町10-52)	会計法第29条の3第4項	2,630,000	2,630,000	100%	-	地方公共団体との取決め(取決書)により相手方が一に定められているものとして競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するため。	イ(二)	
3	森林理水機能調査(水土保全機能強化総合モデル事業効果調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 内藤 邦雄 (千代田区霞が関1-2-1)	平成21年1月26日	岐阜県 (岐阜市藪田南2-1-1)	会計法第29条の3第4項	3,579,000	3,579,000	100%	-	地方公共団体との取決め(取決書)により相手方が一に定められているものとして競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するため。	イ(二)	
4	うめさと・下半期 内地出入港及び外地寄港に係る代理店業務	支出負担行為担当官 水産庁長官 山田修路 東京都千代田区霞が関1-2-1	平成20年10月8日	(有)ムロインター 千葉県習志野市本大久保4-7-14	会計令第29条の3第5項(予算決算及び会計令第99条第1)	-	2,914,103	-	-	漁業取締の性質上、行程等を秘密にする必要があるため	八	
5	みはま・下半期 内地出入港及び外地寄港に係る代理店業務	支出負担行為担当官 水産庁長官 山田修路 東京都千代田区霞が関1-2-1	平成20年10月23日	(有)ムロインター 千葉県習志野市本大久保4-7-14	会計令第29条の3第5項(予算決算及び会計令第99条第1)	-	6,856,137	-	-	漁業取締の性質上、行程等を秘密にする必要があるため	八	
6	平成20年度国営土地改良事業地区調査田沢二期地区受益地所有者確認調査委託 一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 照井 敏弘 秋田市中通6-7-9	平成20年11月17日	秋田県土地改良事業 団体連合会 秋田市高陽幸町3-37	会計法第29条の3第4項	7,350,000	7,350,000	100%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	イ(イ)	

7	平成20年度国営土地改良事業地区調査横手西部地区土地所有状況調査委託 一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 照井 敏弘 秋田市中通6-7-9	平成20年10月27日	秋田県雄物川筋土地改良区 秋田県横手市平鹿町 醍醐字浅舞山13-74	会計法第29条の3第4項	1,000,000	1,000,000	100%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	イ(イ)	
8	平成20年度国営土地改良事業地区調査横手西部地区受益面積等基礎資料作成業務委託一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 照井 敏弘 秋田市中通6-7-9	平成20年11月17日	秋田県土地改良事業団体連合会 秋田市高陽幸町3-37	会計法第29条の3第4項	4,389,000	4,389,000	100%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	イ(イ)	
9	隈戸川農業水利事業受益面積変動調査業務	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長大羽泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成20年11月12日	矢吹原土地改良区 福島県西白河郡矢吹町曙町377	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	イ(イ)	
10	平成20年度米沢平野二期農業水利事業 面積動向調査その他業務委託	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 石川雅一 山形県米沢市駅前3丁目1-19	平成20年11月28日	米沢平野土地改良区 山形県米沢市金池5-9-5	会計法第29条の3第4項	3,139,500	3,139,500	100%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	イ(イ)	
11	鳴瀬川(一期)農業水利事業中才樋管撤去工事に係る費用負担に関する補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 加藤史郎 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成20年10月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。

12	大崎農業水利事業岩沢ダム建設工事に伴う損失補償金（換地費相当額補償）	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 加藤史郎 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成20年10月8日	鳴子町南原土地改良事業協同施行委員長 宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷65番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
13	大崎農業水利事業岩沢ダム建設工事に伴う損失補償金（換地費相当額補償）	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 加藤史郎 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成21年2月23日	鳴子町南原土地改良事業協同施行委員長 宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷65番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
14	いさわ南部農地整備事業西部地域10ブロック区画整理(その5)工事に伴う水道施設移設補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局いさわ南部農地整備事業所長 渡邊 富雄 (岩手県奥州市水沢区中上野町3-2)	平成20年10月21日	奥州市 (岩手県奥州市水沢区大手町1-1)	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
15	隈戸川農業水利事業中央管理所建築工事に伴う土地取得代金 253.39m2	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長大羽泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成20年10月1日	矢吹原土地改良区 福島県西白河郡矢吹町曙町377	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
16	隈戸川農業水利事業幹線用水路大屋工区トンネル建設工事に伴う損失補償金 工作物移設一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長大羽泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成20年10月6日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行う物であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定される物であるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
17	山武東部支線用水路その3及びその4工事に係る水道管移転補償	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 高祖 幸晴 (千葉県東金市松之郷2333)	平成20年11月26日	山武都市広域水道企業団	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
18	両総農業水利事業山武東部その5工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 高祖 幸晴 (千葉県東金市松之郷2333)	平成21年2月10日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
19	渡良瀬川中央(一期)庚申掘改修その6工事(土地取得対価相当額補償)	分任支出負担行為担当官 関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長 楠晴王 関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所群馬県太田市大島町582-1	平成20年10月27日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。

20	上里幹線呑口調整池建設に伴う埋蔵文化財発掘調査委託	分任支出負担行為担当 官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 古川 和夫 (埼玉県本庄市北堀1700-2)	平成20年12月26日	(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
21	北総中央農業水利事業11号調整水槽工事に係る土地取得	分任支出負担行為担当 官 関東農政局北総中央農業水利事業所長 稲森 幹八 (千葉県八街市八街に456-1)	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
22	北総中央農業水利事業11号調整水槽工事に係る土地取得	分任支出負担行為担当 官 関東農政局北総中央農業水利事業所長 稲森 幹八 (千葉県八街市八街に456-1)	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
23	北総中央農業水利事業11号調整水槽工事に係る土地取得等	分任支出負担行為担当 官 関東農政局北総中央農業水利事業所長 稲森 幹八 (千葉県八街市八街に456-1)	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
24	平成20年度農業基盤情報基礎調査	支出負担行為担当 官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-60)	平成20年10月2日	富山県知事 (富山市新総曲輪1番7号)	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.00	-	本業務は、地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(二)	
25	十郷1号用水路工事に伴う支障電気通信設備の移設補償金一式	分任支出負担行為担当 官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年2月20日	西日本電信電話(株)福井支店 (福井市日之出2-12-5)	会計法第29条の3第4項	-	1,242,212	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
26	河合春近用水路工事に伴う用地取得代金一式	分任支出負担行為担当 官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年2月27日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,454,165	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
27	河合春近用水路工事に伴う土地取得代金一式	分任支出負担行為担当 官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年2月27日	個人	会計法第29条の3第4項	-	3,216,654	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
28	十郷1号用水路工事に伴う土地使用補償金一式	分任支出負担行為担当 官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成20年10月9日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,136,878	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	

29	市野新田ダム建設工事に伴う 用地取得相当額補償代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農 業水利事業所長 河津 宏志 (新潟県柏崎市南半田 49-45)	平成20年12月25日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	2,191,323	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
30	春江北部用水路工事に伴う用 地取得代金 一式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川 下流農業水利事業所長 川端正一 (福井県坂井市丸岡町 愛宕2番)	平成20年10月31日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	5,883,255	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
31	九頭竜川下流農業水利事業十 郷1号用水路工事に伴う土地 取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成20年10月29日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	12,693,761	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
32	九頭竜川下流(二期)農業水 利事業河合春近用水路工事に 伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年1月19日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	35,469,551	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
33	九頭竜川下流(二期)農業水 利事業河合春近用水路工事に 伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年1月19日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	12,334,153	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
34	九頭竜川下流(二期)農業水 利事業河合春近用水路工事に 伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年2月3日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	83,355,019	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
35	九頭竜川下流(二期)農業水 利事業河合春近用水路工事に 伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年2月3日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	68,808,619	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
36	九頭竜川下流農業水利事業十 郷1号用水路工事に伴う土地 取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年2月27日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	58,170,288	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)
37	九頭竜川下流農業水利事業十 郷1号用水路工事に伴う土地 取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-6 0)	平成21年2月27日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	11,290,752	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償 に関して契約を行うものであり、 工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの(財務省に 個別に協議し認め られたもの)

38	九頭竜川下流農業水利事業十郷1号用水路工事に伴う土地取得仲介手数料	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-60)	平成21年2月27日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,895,364	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
39	九頭竜川下流農業水利事業右岸幹線用水路工事に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-60)	平成21年3月18日	個人	会計法第29条の3第4項	-	10,325,304	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
40	白根郷農地防災事業所庁舎敷地及び宿舍敷地の原状回復に要する費用 打切補償	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 (金沢市広坂2-2-60)	平成21年3月17日	個人	会計法第29条の3第4項	-	34,385,000	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
41	外山ダム進入路工事に伴う支障電気工作物の移転補償料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 米山 元紹 新潟県佐渡市畑野甲533	平成20年10月28日	東北電力(株)新潟支店 (新潟市中央区上大川前通五番町84)	会計法第29条の3第4項	-	3,410,638	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
42	外山ダム進入路工事に伴う支障電気通信線設備の移転補償料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 米山 元紹 新潟県佐渡市畑野甲533	平成20年12月1日	佐渡市 (新潟県佐渡市千種232)	会計法第29条の3第4項	-	3,045,000	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
43	小倉幹線用水路(その26)工事に伴う支障電気工作物の移転補償料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 米山 元紹 新潟県佐渡市畑野甲533	平成20年10月1日	東北電力(株)新潟支店 (新潟市中央区上大川前通五番町84)	会計法第29条の3第4項	-	3,599,849	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
44	小倉幹線用水路(その28)工事に伴う支障水道管の移設補償料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 米山 元紹 新潟県佐渡市畑野甲533	平成20年11月7日	佐渡市 (新潟県佐渡市千種232)	会計法第29条の3第4項	-	2,509,000	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
45	小倉幹線用水路(その23、24)工事に伴う支障電気工作物の移転補償料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 米山 元紹 新潟県佐渡市畑野甲533	平成21年2月16日	東北電力(株)新潟支店 (新潟市中央区上大川前通五番町84)	会計法第29条の3第4項	-	1,154,442	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)
46	横江頭首工工事に伴う土地取得相当額補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局常願寺川沿岸農地防災事業所長 神越 義範 (富山県富山市黒崎275)	平成20年10月14日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,503,694	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)

47	平成20年度 国営造成施設 水利管理事業阿賀用水地区 (右岸) 受益面積調査業務	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成20年10月30日	阿賀用水右岸土地改 良区連合 （新潟県阿賀野市水 原585番地）	会計法第29条の3第4 項	1,176,000	1,176,000	100.00	-	本業務は、土地改良区連合が 保有する賦課台帳を活用しな ければ実施できない業務であり、 競争を許さないことから随意契 約を行うものである。（会計法第 29条の3第4項）	イ(イ)	
48	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事に伴う支障 水道管の移設補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成20年10月28日	新潟市水道事業管理 者 （新潟市中央区関屋 下川原町1-3-3）	会計法第29条の3第4 項	-	3,670,080	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
49	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事に伴う支障 水道管の移設補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成20年11月17日	新潟市水道事業管理 者 （新潟市中央区関屋 下川原町1-3-3）	会計法第29条の3第4 項	-	1,536,846	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
50	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事の施行に伴 う事業損失補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	4,309,419	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
51	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事の施行に伴 う事業損失補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,479,090	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
52	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事の施行に伴 う事業損失補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,096,899	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
53	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事の施行に伴 う事業損失補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	2,232,911	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
54	亀田郷農業水利事業親松排水 機場周辺整備工事の施行に伴 う事業損失補償料	北陸農政局信濃川水系 土地改良調査管理事務 所長 管谷 晋 （新潟市阿賀野市水 原585番地）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,204,433	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	
55	白根排水機場工事に伴う土地 使用補償	北陸農政局白根郷農地 防災事業所長 宮石 幸雄 （新潟県新潟市南区杉 葉2-24）	平成21年2月5日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	2,731,792	-	-	公共工事の施工に伴う損失補 償に関して契約を行うものであ り、工事で必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及 び契約の相手方が特定されるも のであるため。	口に準ずると認めら れるもの（財務省に 個別に協議し認め られたもの）	

56	左岸幹線水路工事に伴う用地取得代金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年1月13日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,225,608	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
57	河合春近用水路工事に伴う土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年1月16日	個人	会計法第29条の3第4項	-	5,497,895	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
58	河合春近用水路工事に伴う土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年3月4日	福井市長 (福井県福井市大手3丁目10番1号)	会計法第29条の3第4項	-	4,142,500	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
59	右岸幹線水路工事に伴う土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年3月12日	個人	会計法第29条の3第4項	-	5,186,412	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
60	右岸幹線水路工事に伴う土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年3月12日	個人	会計法第29条の3第4項	-	9,509,742	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
61	十郷1号水路工事に伴う物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長川端正一 (福井県坂井市丸岡町愛宕2番)	平成21年3月2日	(株)ピー・エス・シー (富山県砺波市石丸410)	会計法第29条の3第4項	-	4,747,338	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
62	新川右岸排水機場建設工事に伴う物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新川流域農業水利事業所長瀬田文治 (新潟県新潟市西蒲区巻甲5488番地)	平成20年10月20日	西蒲原土地改良区 (新潟県新潟市西蒲区巻甲5481-1)	会計法第29条の3第4項	-	4,443,109	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
63	新川右岸排水機場付帯工事に伴う支障水道移管の移設補償金一式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新川流域農業水利事業所長瀬田文治 (新潟県新潟市西蒲区巻甲5488番地)	平成21年2月13日	新潟市水道事業管理者 (新潟県中央区関屋下川原町1-3-3)	会計法第29条の3第4項	-	2,530,000	-	-	公共工事の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事で必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
64	新矢作川用水地区本郷幹線水路渡放水工事に伴う支障施設移転補償・1式	分任支出負担行為担当官東海農政局新矢作川用水農業水利事業所長中森 一郎、東海農政局新矢作川用水農業水利事業所・安城市大東町22-16	平成21年2月6日	岡崎市 愛知県岡崎市十王町2-9	会計法第29条の3第4項	-	2,763,856	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。

65	新矢作川用水地区本郷幹線水路渡放水工工事に伴う支障施設移転補償・1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局新矢作川用水農業水利事業所長 中森 一郎・東海農政局新矢作川用水農業水利事業所・安城市大東町22-16	平成21年2月18日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	-	1,278,575	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
66	宮川用水第二期農業水利事業施行に伴う事業損失補償代金	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森三治(愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2)	平成21年3月30日	個人	会計法第29条の3第4項	-	20,013,000	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
67	宮川用水第二期農業水利事業施行に伴う事業損失補償代金	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森三治(愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2)	平成21年3月30日	個人	会計法第29条の3第4項	-	10,353,000	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
68	宮川用水第二期農業水利事業施行に伴う事業損失補償代金	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森三治(愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2)	平成21年3月30日	個人	会計法第29条の3第4項	-	42,157,500	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
69	宮川用水第二期地区1号幹線水路御園工区その11工事に伴う土地取得代	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原親信 (三重県伊勢市御園町新開892)	平成20年10月8日	個人	会計法第29条の3第4項	-	8,983,276	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
70	宮川用水第二期地区明野支線水路その1工事及びその2工事に伴う電力線路移設補償	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原親信 (三重県伊勢市御園町新開892)	平成21年1月6日	中部電力株式会社伊勢営業所長 伊勢市岩淵1-9-24	会計法第29条の3第4項	-	1,713,517	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
71	宮川用水第二期地区明野支線水路工事に伴う電力線路及び電気通信線路の移設補償	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原親信 (三重県伊勢市御園町新開892)	平成21年2月13日	中部電力株式会社伊勢営業所長 伊勢市岩淵1-9-24	会計法第29条の3第4項	-	2,151,190	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
72	平成20年度新濃尾(一期)地区効果関連資料等調査業務	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成20年10月22日	宮田用水土地改良区 愛知県稲沢市稲沢町北山178	会計法第29条の3第4項	2,121,000	2,121,000	100	-	国営新濃尾土地改良事業の事業運営に資する基礎資料として、受益地内の農地転用状況及び維持管理費のデータ収集を行う。農地転用状況については土地改良区が所有し、土地改良法第29条に規定する土地原簿(賦課台帳)のデータ	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。

73	矢作川総合第二期地区土地所有状況等調査(明治用水地域)	分任支出負担行為担当官 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長 太田勝也 (名古屋市中区白鳥二丁目11番16号)	平成20年12月15日	明治用水土地改良区 安城市大東町2-2-16	会計法第29条の3第4項	-	1,100,000	-	-	土地改良区が所有し、土地改良法第29条に規定する土地原簿(賦課台帳)のデータを用いる必要があり、また維持管理費状況を把握しているのは土地改良区ではなく、契約の性質が競争を許さないため。	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
74	新矢作川用水地区本郷幹線水路渡放水工他工事に伴う支障施設移転補償・1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局新矢作川用水農業水利事業所長 中森 一郎・東海農政局新矢作川用水農業水利事業所・安城市大東町2-2-16	平成21年3月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,033,161	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
75	新濃尾(一期)地区木津用水路荒井堰操作室建築工事に伴う土地取得代金	支出負担行為担当官 東海農政局長 岩元 明久 (名古屋市中区三の丸1-2-2)	平成20年10月15日	個人	会計法第29条の3第4項	-	13,420,788	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
76	新濃尾(一期)地区羽島用水路笠松工区その3工事に伴う支障施設移設補償代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成20年11月12日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	-	4,303,081	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
77	新濃尾(一期)地区大江排水路一宮上流工区その2-2工事に伴う支障施設移設補償代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成20年10月22日	中部テレコミュニケーション(株) 名古屋市中区栄2-2-5	会計法第29条の3第4項	-	1,236,000	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
78	新濃尾(一期)地区大江排水路一宮上流工区その3工事に伴う支障施設移設補償代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成20年12月3日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	1,383,000	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
79	新濃尾(一期)地区木津用水路河川共用区間その1工事他に伴う土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成21年1月13日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,287,200	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
80	新濃尾(一期)地区羽島用水路笠松工区その3工事に伴う支障施設移設補償代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 (一宮市八幡5-1-14)	平成20年11月14日	笠松町水道事業	会計法第29条の3第4項	-	8,311,632	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。

81	宮川用水第二期地区明野支線水路工事に伴う電力線路及び電気通信線路の移設補償	分任支出負担行為担当 官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原親信 (三重県伊勢市御園町新開892)	平成20年11月19日	西日本電信電話(株)三重支店 津市桜橋2-149	会計法第29条の3第4項	-	1,409,500	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
82	宮川用水第二期地区明野支線水路工事に伴う電力線路及び電気通信線路の移設補償	分任支出負担行為担当 官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原親信 (三重県伊勢市御園町新開892)	平成21年2月2日	西日本電信電話(株)三重支店 津市桜橋2-149	会計法第29条の3第4項	-	1,055,300	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
83	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野営営金剛工区第1号幹線その1改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月27日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
84	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野営営西部幹線水路等(長尾水路橋他)改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月28日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
85	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野営営西部幹線水路等(長尾水路橋他)改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月28日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
86	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野営営左岸幹線水路(紀の川左岸支線水路(四箇井水路)その1)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月30日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
87	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野営営初瀬川工区第1号幹線その3改修工事に伴う土地取得及び地上権設定契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月31日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
88	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野営営初瀬川工区第1号幹線川西支線その6改修工事に伴う土地取得・地上権設定補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成20年10月31日	個人	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである。	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

89	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営初瀬川工 区第1号幹線川西支線その6改 修工事に伴う土地取得・地上権 設定補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年10月31日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである ことである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
90	平成20年度十津川紀の川直轄管 理事業 大迫ダム水管理施設等改修工事 (奈良県吉野郡川上村大字北和 田地区) 平成20年11月5日～平成2 1年2月2日 建設工事	分任支出負担行為担当 官近畿農政局南近畿土地 改良調査管理事務所長 谷 省治 (奈良県吉野郡大淀町 下淵388-1)	平成20年11月4日	(株)東芝 関西支 社 (大阪市北区大淀中1 -1-30)	本工事は、大迫ダム流域雨量 算定手法変更のためのソフト ウェア改造であり、既に整備 されたシステムや設備と密接 な関係にあることから、工事 施工後にシステム不備が生じ た場合、雨量諸量演算による ダム流入量に差異が起り適 正なダム管理が出来ず下流に 被害が発生することになる。 その場合、他業者が施行を 行った際は前工事、後工事の 瑕疵の特定が明確に出来な い。また、後工事とした場合 経費の削減が図れることか ら、当該業者と随意契約を行 うもので、競争を許さない。	5,901,000	5,775,000	97.9%	-	□	
91	平成20年度大和紀伊平野農 業水利事業(二期)団体営飛鳥 2工区(縄手線)改修工事に伴 う埋蔵文化財発掘調査委託業 務1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月5日	(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 (奈良県奈良市二条町 2-9-1)	文化財保護法第93 条・94条に基づき実 施する発掘調査であ り、奈良県内におけ る発掘調査は文化財 保護担当部局である 奈良県との協定に基 づき実施することと しており、本遺跡は 県立橿原考古学研究 所が発掘を行うもの であり、契約の性質 が競争を許さない。	734,060円	734,060	100.0%	-	イ(イ)	
92	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営水路等 (団体営北葛城3号工区高田川 末端線その4)改修工事に伴う 土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月10日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである ことである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
93	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営初瀬川工 区第3号幹線その2改修工事に 伴う土地取得契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月12日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである ことである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
94	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営飛鳥工区 第2号幹線(左岸)その2改修 工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月26日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである ことである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

95	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野団体管北葛城 1号工区市場・神楽線その1改 修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月27日	関西電力(株)奈良 営業所 (奈良市大宮 町7丁目1番20 号)	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
96	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野紀の川左岸幹 線水路その5改修工事に伴う損 失補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年11月28日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
97	平成20年度 野洲川沿岸 (二期)農地防災事業 中央 管理所システム改良工事 (滋賀県甲賀市水口町的場5 番地) 平成20年12月2日～平成21年3 月26日 電気通信	分任支出負担行為担当 官近畿農政局野洲川沿岸 農地防災事業所長 宗岡一正 (滋賀県甲賀市水口町 曉3-43)	平成20年12月1日	パナソニックシス テムソリューションズ ジャパン(株)関西 社 (大阪市淀川区宮原 1-2-33)	本工事は、中央管理システム製作据付工事(以下前工事)において設置されたシステムについて、別途施工された野洲川ダム管理システム製作据付工事及び水口頭首工管理システム製作据付工事との調整を行うものである。 (1)前工事は、平成16年度に野洲川流域を一体に管理するため、施工されたものであり、野洲川ダム管理及び水口頭首工管理システム(以下「管理システム」という。)とデータ連携をとるべきシステムであることから、前工事において施工した機器から管理システムで設置した機器の操作やデータの確認を行うため、調整が必要となる。 (2)今回、管理システムの実施設計(野洲川ダム観測局や雨量局の位置等)が確定したことから、これに係るデータ項目の調整を行うものである。 (3)本工事は、これら変更となった観測局等に関するデータ項目に対し、調整(ソフトウェアの改良含む)を行うものであり、既に整備されたシステムや設備に影響を与えることから、データ入力システム等に不備が発生した場合は、データの受け渡し等の関係上、前工事、後工事の瑕疵の特定が明確に出来ない。 (4)後工事として随意契約を行った場合、経費の節減が図られる。	12,096,000	11,970,000	99.0%	-	□	

98	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野紀の川左岸幹 線水路その5改修工事の施工 に係る損失補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月4日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
99	国営農地再編整備事業「亀岡 地区」区画整理第10換地区工 事に伴う電気設備の移転補償 一式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局淀川水系土 地改良調査管理事務所長 藤原信好 (京都府京都市伏見区 桃山町永井ヶ丘5-6)	平成20年12月5日	関西電力(株)京都 営業所 (京都府京都市北区 小山西上総町50- 1)	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
100	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営御所工区 幹線3号4号分水工改修工事 に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月8日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
101	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営御所工区 幹線3号4号分水工改修工事 に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月8日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
102	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野団体営御所工 区奥田線その1改修工事に伴う 土地取得補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月8日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
103	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営檜原サイ ホン他改修工事に伴う土地使 用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月9日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
104	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野国営西部幹線 水路檜原サイホン等改修工事 に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
105	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野国営西部幹線 水路檜原サイホン等改修工事 に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

106	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野国営西部幹線 水路橋原サイホン等改修工 事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
107	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野国営曾我川工 区導水幹線その4改修工 事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
108	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野国営曾我川工 区東部幹線(期)その7改修 工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
109	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野山田ダム水路 (左岸)その4改修工事に伴う損 失補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月11日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
110	野洲川中流施設整備事業 水 口頭首工付帯(管理所建築) 工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当 官近畿農政局野洲川沿岸 農地防災事業所長 宗岡一正 (滋賀県甲賀市水口町 暁3-43)	平成20年12月12日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
111	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野国営北葛城工 区第1号幹線旧管撤去他改修 工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月19日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
112	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)佐保川工区第2号幹線 その1改修工事に伴う土地使用 補償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月26日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
113	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野国営金剛工区 第1号幹線その2改修工事に伴 う土地取得契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月26日	個人	公共事業の施行に関 して権利の取得に関 して契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権利 者との契約であり、 場所及び契約相手 方が特定されるもの である	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に 必要となる土地等の権利者 との契約であることから、 場所及び相手方が限定され るものであり、随意契約に よらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

114	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営金剛工 区第1幹線その2改修工事に 伴う土地取得契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年12月26日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもので ある	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
115	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営佐保川工 区第2号幹線その1改修工事 に伴う土地使用補償契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月8日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
116	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野国営東部幹線 水路等(37号A開渠他)改修工 事に伴う区分地上権設定契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月15日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方 が特定されるもので ある	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
117	第二十津川紀の川農業水利事 業津風呂ダム周辺道路工事に 伴う土地の取得補償 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月21日	個人	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関 して契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権 利者との契約であ り、場所及び契約 相手方が特定され るものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
118	第二十津川紀の川農業水利事 業津風呂ダム周辺道路工事に 伴う立木補償 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月21日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関し て契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権 利者との契約であ り、場所及び契約 相手方が特定され るものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
119	第二十津川紀の川農業水利事 業津風呂ダム周辺道路工事に 伴う立木補償 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月21日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関し て契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権 利者との契約であ り、場所及び契約 相手方が特定され るものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
120	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野六箇井支線水 路(鴨居水路)その1改修工事 に起因する損害の費用負担契 約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年1月28日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関し て契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権 利者との契約であ り、場所及び契約 相手方が特定され るものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
121	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野県営金剛工 区第1号幹線その1改修工事に 伴う損失補償契約 1式	支出負担行為担当官 近畿農政局長 齊藤 昭 (京都市上京区西洞院 通り下長者町下ル丁子 風呂町)	平成21年2月2日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関し て契約を行うもの であり、工事に必要 となる土地等の権 利者との契約であ り、場所及び契約 相手方が特定され るものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対 して行う契約であり、工事に必 要となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

122	国営農地再編整備事業「亀岡地区」区画整理第10換地区工事に起因する水枯渇等の損害による費用負担	分任支出負担行為担当官近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤原信好（京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56番地）	平成21年2月6日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
123	平成20年度第二十津川紀の川農業水利事業下流域統合水管理設備工事 (奈良県吉野郡大淀町下流域内外) 平成21年2月7日～平成21年3月28日 電気通信	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年2月6日	株式会社東芝関西支社 (大阪市北区大淀中1-1-30)	は、「前々工事」で製作され「前工事」で設置する予定であったが、関連工事の遅延及び位置決定の遅れから設置出来なかった山田ダム、新六箇井取水口用のテレメーター機器据付及び既システムの調整待ちであった大和平野土地改良区向地区内配水管理用ページ(水資源情報)を既webシステムへ設置するものであり、計画として完成するものである。 既システムの一部を、製作メーカー以外の者が後工事後にシステム不備が発生した場合、原因の追及に時間を要し適正な水管理が出来ず、下流受益地に不備が生じる。その場合、前工事、後工事の瑕疵の特定が明確に出来ない。 また、後工事として随意契約を行った場合、経費の節減が図れるものである。 このことから、本工事は「前々工事」並びに「前工事」の施工者である株式会社東芝と随意契約を行うものである。	17,965,500円	6,930,000	96.4%	本工事については、「前々工事」で製作され「前工事」で設置する予定であったが、関連工事の遅延及び位置決定の遅れから設置出来なかった山田ダム、新六箇井取水口用のテレメーター機器据付及び既システムの調整待ちであった大和平野土地改良区向地区内配水管理用ページ(水資源情報)を既webシステムへ設置するものであり、計画として完成するものである。 既システムの一部を、製作メーカー以外の者が後工事後にシステム不備が発生した場合、原因の追及に時間を要し適正な水管理が出来ず、下流受益地に不備が生じる。その場合、前工事、後工事の瑕疵の特定が明確に出来ない。 また、後工事として随意契約を行った場合、経費の節減が図れるものである。 このことから、本工事は「前々工事」並びに「前工事」の施工者である株式会社東芝と随意契約を行うものである。	□	
124	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団地菅飛鳥2工区(縄手線)その2改修工事に伴う土地取得補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年2月9日	奈良県農業協同組合 (奈良市大森町57番地の3)	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
125	大和紀伊平野農業水利事業大和平野国営西部幹線水路円筒分水工接続他改修工事に伴う水道施設の移転補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年2月13日	奈良県香芝市 (奈良県香芝市本町1397番地)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

126	第二十津川紀の川農業水利事業津風呂ダム周辺道路工事に伴う土地取得契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月13日	個人	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
127	第二十津川紀の川農業水利事業津風呂ダム周辺道路工事に伴う土地取得契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月13日	個人	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
128	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県宮北葛城工区第1号幹線旧管撤去他改修工事に伴う土地使用補償契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月17日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
129	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井水路改修工事に伴う土地使用補償契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月24日	(有)永和住建 (和歌山県和歌山市有家276-6).	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
130	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県宮初瀬川工区第3号幹線その4改修工事に伴う電気通信設備の移転等契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月25日	西日本電信電話(株) 奈良支店 (奈良市下三条町1-1)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をお	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
131	紀の川左岸幹線水路改修工事に係る土置き場の土地使用補償契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月25日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
132	第二十津川紀の川農業水利事業津風呂ダム周辺道路工事に伴う土地取得契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町459番地)	平成21年2月27日	個人	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

133	第二十津川紀の川農業水利事業津風呂ダム周辺道路工事に伴う土地取得契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年2月27日	個人	公共事業の施行に伴う権利の取得に関する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
134	紀の川左岸幹線水路改修工事に係る土仮置き場の土地使用補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月4日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
135	平成20年度大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野県営左岸幹線水路等（紀の川左岸幹線水路その7）改修工事他の施工に伴う電気通信設備の移設等補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月10日	西日本電信電話(株)和歌山支店（和歌山市一番丁5）	公共事業の施行に伴う権利の取得に関する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
136	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営金剛工区第1号幹線その2改修工事に伴う土地取得補償契約外1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月16日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
137	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営初瀬川工区第3号幹線その4改修工事に伴うガス供給施設の機能回復補償契約1式	支出負担行為担当官近畿農政局長齊藤昭（京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町）	平成21年3月16日	大阪ガス(株)（大阪府東大阪市稲葉2丁目3番17号）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
138	名称：紀の川左岸幹線水路改修工事改修に係る土仮置き場の土地使用補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月17日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
139	第二十津川紀の川農業水利事業津風呂ダム周辺道路工事に伴う立木補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月18日	個人	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）
140	名称：平成20年度大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野六箇井支線水路（鴨居水路その2）改修工事に伴う電気配電設備の移転契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月19日	関西電力(株)和歌山営業所（和歌山県和歌山市岡山丁40）	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）

141	平成20年度大和紀伊平野農業水利事業（一期）大和平野国営東部幹線水路37号A開渠他改修工事に伴う電気通信設備の移転等補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月26日	桜井市 (桜井市大字粟殿432)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
142	第二十津川紀の川農業水利事業 大迫ダム堆砂対策工事に伴う土地使用補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月27日	北村林業(株) (大阪市中央区本町四丁目5番20号)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
143	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営初瀬川工区第1号幹線その3改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月27日	天理市 (奈良県天理市川原城町605)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
144	平成20年度大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野六箇井支線水路（七ヶ分水路）改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月27日	関西電力(株)和歌山営業所 (和歌山県和歌山市岡山丁40)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
145	平成20年度 国営総合農地防災事業野洲川ダム改修工事に伴う行政需要の増大に対する補償金	分任支出負担行為担当官近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 (滋賀県甲賀市水口町暁3-43)	平成21年3月31日	甲賀市長	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
146	大和紀伊平野地区土地改良事業大和平野農業用水施設改修工事の施工に係る用地補償業務に伴う費用負担補償に伴う費用負担補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月31日	大和平野土地改良区 (奈良県橿原市城殿町459番地)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
147	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営水路御所工区幹線3号4号分水路改修工事に伴う水道施設の移設補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月31日	御所市 (奈良県御所市大字櫛羅2055)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
148	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営水路等（団体営北葛城1号工区市場・神楽線その1）改修工事に伴う水道施設の移設補償契約1式	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長田島明彦（奈良県橿原市城殿町459番地）	平成21年3月31日	大和高田市 (奈良県大和高田市大字大中100番地の1)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されるものであり、随意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

149	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野団体営北葛 城3号工区高田川末端線その 4改修工事に伴う水道施設の 移設補償契約 1式	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年3月31日	広陵町 (奈良県北葛城郡広陵 町大字南郷272番地)	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	
150	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野団体営西部幹線 水路元町川サイホン改修工事 に伴う水道施設の機能回復補 償契約 1式	支出負担行為担当官 近畿農政局長 齊藤 昭 (京都市上京区西洞院 通り下長者町下ル丁子 風呂町)	平成21年3月31日	御所市 (奈良県御所市大字榎 羅2055番地)	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	
151	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)大和平野団体営北葛城 1号工区市場・神楽線改修工事 に伴うガス供給施設の機能回 復補償契約 1式	支出負担行為担当官 近畿農政局長 齊藤 昭 (京都市上京区西洞院 通り下長者町下ル丁子 風呂町)	平成21年3月31日	大和ガス(株) (奈良県大和高田市旭 南町8番36号)	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	
152	件名：大和紀伊平野地区土地 改良事業大和平野農業用水 施設改修工事の施工に係る用 地補償業務に伴う費用負担補 償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成21年3月31日	大和平野土地改良区 理事長代理者 専務理 事 金澤 秀樹	公共事業の施行に伴 う権利の取得に関し て契約を行うもので あり、工事に必要と なる土地等の権利者 との契約であり、場 所及び契約相手方が 特定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	
153	大和紀伊平野農業水利事業 (一期)大和平野団体営町川サ イホン他改修工事に伴う損失補 償契約	分任支出負担行為担当 官近畿農政局大和紀伊 平野農業水利事務所長 田島明彦 (奈良県橿原市城殿町 459番地)	平成20年9月2日	個人	公共事業の施行に伴 う損失補償に関して 契約を行うものであ り、工事に必要とな る土地等の権利者と の契約であり、場所 及び契約相手方が特 定されるものである	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利 の取得及び損失補償等に対し て行う契約であり、工事に必要 となる土地等の権利者との契約 であることから、場所及び相手 方が限定されるものであり、随 意契約によらざるを得ない。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	平成20 年9月分 公表記 載漏れ
154	平成20年度国営造成水利施 設保全対策指導事業 笠岡湾 干拓地区共用導水路施設機能 診断委託事業 (岡山県倉敷市、浅口市、浅 口郡里庄町) H20.12.18～H21.3.31	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中国土 地改良調査管理事務所長 金光讓二	平成20年12月18日	岡山県公営企業管理 者 (岡山県岡山市内山 下2-4-6)	会計法第29条の3 第4項	3,235,275	3,235,275	100.0%	-	地方公共団体との取決めに よ、契約の相手方が一に定めら れているもの	イ(二)	
155	中海干拓事業 境港市土地区分調査業務委託 (鳥取県境港市市内) H21.1.27～H21.3.30 その他業務	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事務所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 9-5-4)	平成21年1月27日	境港市 (鳥取県境港市上道 町3000番地)	会計法第29条の3 第4項	1,543,000	1,543,000	100.0%	-	地方公共団体との取決めに よ、契約の相手方が一に定めら れているもの	イ(二)	
156	中海干拓事業 米子市土地区分調査業務委託 (鳥取県米子市市内) H21.1.27～H21.3.30 その他業務	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事務所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 9-5-4)	平成21年1月27日	米子市 (鳥取県米子市加茂 町1-1)	会計法第29条の3 第4項	1,883,000	1,883,000	100.0%	-	地方公共団体との取決めに よ、契約の相手方が一に定めら れているもの	イ(二)	

157	行政財産賃貸借契約 H20.10.24～H21.3.31	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 有瀧 昇吾 (香川県丸亀市板野町)	平成20年10月24日	丸亀市 (香川県丸亀市大手町二丁目3番1号)	会計法第29条の3第4項	-	4,232,741	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば不可能であるため	□	
158	建物等賃貸借契約 H20.10.24～H21.3.31	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 有瀧 昇吾 (香川県丸亀市板野町)	平成20年10月24日	個人	会計法第29条の3第4項	-	983,258	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば不可能であるため	□	
159	南部・第十幹線水路その5工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年10月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,545,600	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
160	南部・第十幹線水路その5工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年10月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	5,999,864	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
161	南部幹線水路(板名1工区上六條その2)工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年10月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,702,294	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
162	南部・第十幹線水路その7・8工事に伴う土地買収代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年10月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	16,489,660	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
163	南部幹線水路(板名1工区上六條その2)工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年10月8日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,871,467	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
164	福富用水路その他工事に係る土地の売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (鳥根県簗川郡斐川町大字莊原町105番地)	平成20年10月14日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,174,700	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

165	島田送水路（その2）及び（その3）工事に伴う損失補償 立木伐採 1式	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 （松江市八束町江島1054-5）	平成20年10月15日	島田加工農業協同組合 （島根県安来市島田町980）	会計法第29条の3第4項	-	2,988,731	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
166	平田船川汐止堰工事に係る補償金 （公共補償）	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 （島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地）	平成20年10月15日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,295,316	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
167	第十幹線水路（5工区その1）工事に伴う物件移転補償代	支出負担行為担当 官 中国四国農政局長 関岡英明 （岡山市下石井1-4-1）	平成20年10月17日	個人	会計法第29条の3第4項	-	44,827,603	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
168	安来工区調整池工事に伴う支障移転 電線路移転 1式	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 （松江市八束町江島1054-5）	平成20年10月20日	中国電力株式会社 松江営業所 （島根県松江市東朝日町5-1）	会計法第29条の3第4項	-	2,813,143	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
169	柿原取水口沈砂池建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月22日	板名用土地利用改良区 （徳島県板野郡上板町高瀬405-5）	会計法第29条の3第4項	-	1,036,600	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
170	北部幹線水路（板名1工区その13）工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月22日	板名用土地利用改良区 （徳島県板野郡上板町高瀬405-5）	会計法第29条の3第4項	-	2,324,904	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
171	北部幹線水路（板名1工区その13）工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月22日	板名用土地利用改良区 （徳島県板野郡上板町高瀬405-5）	会計法第29条の3第4項	-	2,691,802	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
172	第十幹線水路（4工区古川その9）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,025,671	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

173	北部幹線水路（川端工区その4）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月27日	個人		会計法第29条の3第4項	-	1,695,834	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
174	国富用水路に係る土地の売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事務所長 新井 一志 （鳥根県簸川郡斐川町大字荘原町105番地）	平成20年10月27日	個人		会計法第29条の3第4項	-	7,224,000	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
175	国富用水路に係る土地の売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事務所長 新井 一志 （鳥根県簸川郡斐川町大字荘原町105番地）	平成20年10月27日	個人		会計法第29条の3第4項	-	1,746,000	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
176	国富用水路に係る補償金（公共補償）	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事務所長 新井 一志 （鳥根県簸川郡斐川町大字荘原町105番地）	平成20年10月27日	個人		会計法第29条の3第4項	-	1,728,211	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
177	香川農地防災事業 北条池地区建設発生土受入（その1）に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川農地防災事務所長 木下 勝義 （高松市三条町242-1）	平成20年10月28日	北条池土地改良区 （香川県坂出市林田町1056）		会計法第29条の3第4項	-	1,141,639	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
178	東部幹線水路（北村工区その1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月29日	四国電力株式会社 徳島支店 （徳島市寺島本町2丁目29番地）		会計法第29条の3第4項	-	1,505,305	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
179	高知三波川帯農地保全事業中村大王上区域抑制工（その2）工事に係る物件移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局高知三波川帯農地保全事務所長 永瀬 健次 （高知県南国市立田405）	平成20年10月30日	個人		会計法第29条の3第4項	-	7,885,949	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
180	北部幹線水路（板名1工区その13）工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成20年10月30日	板名用水土地改良区 （徳島県板野郡上板町高瀬405-5）		会計法第29条の3第4項	-	2,978,400	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

181	弓浜半島農業水利事業 砥屋川放水路改修工事に係る物件移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成20年10月31日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,641,492	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
182	砂川用水路(その7)工事に伴う補償金(公共補償)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地)	平成20年10月31日	斐川町 (島根県簸川郡斐川町大字莊原町2172)	会計法第29条の3第4項	-	2,930,549	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
183	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路 大寺1-1分水工に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月4日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,846,260	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
184	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路 大寺1-1分水工に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月4日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,846,260	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
185	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(板名1工区その13)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月7日	板名用水土地改良区 (徳島県板野郡上板町高瀬405-5)	会計法第29条の3第4項	-	3,591,600	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
186	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路(5工区その1)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月10日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,802,322	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
187	吉野川下流域農地防災事業 川端分水工(19-2)に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月11日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,036,260	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
188	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端工区その4)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月11日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,223,660	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

189	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端工区その 4)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成20年11月11日	個人	会計法第29条の3第4 項		-	1,480,700	-	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
190	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端工区その 4)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成20年11月11日	個人	会計法第29条の3第4 項		-	2,384,080	-	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
191	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(日出家工区そ の1・2)工事及び南部幹線 水路(日出家工区その1)原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	3,369,125	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
192	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松工区その 4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	1,397,882	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
193	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松工区その 4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	1,055,865	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
194	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松工区その 4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	1,358,524	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
195	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松工区その 4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	1,945,842	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
196	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(松工区その 4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項		-	1,165,190	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、場 所及び契約相手方が特定され るものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

197	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（桧工区その 4）工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,667,047	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
198	中海干拓事業 安来工区調整 池工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事業所長 石田 弘 （松江市八束町江島1 054-5）	平成20年11月14日	株式会社エネルギ ア・コミュニケー ションズ （広島市中区大手町 2-11-10）	会計法第29条の3 第4項	-	2,100,543	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
199	中海干拓建設事業 八束排水 路整備（その2）工事に係る 補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事業所長 石田 弘 （松江市八束町江島1 054-5）	平成20年11月14日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,973,708	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
200	香川農地防災事業 上池導水 路改修（その6）工事に伴う補 償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成20年11月17日	まんのう町 （香川県仲多度郡ま んのう町吉野下43 0）	会計法第29条の3 第4項	-	2,488,400	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
201	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（5工区その 1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年11月17日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	8,456,842	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
202	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（5工区その 1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年11月25日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,561,232	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
203	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（板名1工区そ の13）工事に伴う土地売買 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年11月25日	板名用土土地改良区 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-5）	会計法第29条の3 第4項	-	2,292,200	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
204	香川農地防災事業 北条池地 区建設発生土受入（その2）に 伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成20年11月26日	北条池土地改良区 （香川県坂出市林田 町1056）	会計法第29条の3 第4項	-	2,040,070	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

205	香川農地防災事業 上池導水路改修(その6)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川農地防災事業所長 木下 勝義 (高松市三条町242-1)	平成20年11月27日	西日本電信電話株式会社 香川支店 (高松市観光通1-8-2)	会計法第29条の3第4項	-	1,477,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
206	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その4)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年11月28日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,820,130	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
207	中海干拓事業 伊川用水機場工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成20年12月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	9,320,000	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
208	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その12)工事に起因する費用負担に関する契約代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野町西居内456)	平成20年12月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,821,154	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
209	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その12)工事に起因する費用負担に関する契約代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野町西居内456)	平成20年12月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,559,084	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
210	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その12)工事に起因する費用負担に関する契約代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野町西居内456)	平成20年12月2日	有限会社新富士建設 (徳島県阿南市十八女町宮ノ前21-1)	会計法第29条の3第4項	-	2,837,762	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
211	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(宮川内谷川サイホン)他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年12月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	3,279,674	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
212	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その5)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成20年12月5日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,911,210	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

213	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路幹線分水工他原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,386,300	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
214	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路幹線分水工他原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,923,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
215	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路幹線分水工他原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,006,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
216	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路幹線分水工他原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	4,779,300	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
217	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路幹線分水工他原 形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	4,189,200	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
218	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その3・ その11工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,947,542	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
219	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(板名1工区上 六條その2)工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月10日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,344,256	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
220	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(板名1工区上 六條その2)工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成20年12月10日	有限会社オザキ工芸 (徳島県名西郡石井 町藍畑字高畑105 8-1)	会計法第29条の3 第4項	-	4,581,335	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

221	那賀川（一期）農地防災事業 那賀川幹線導水路（その1・2） 工事に起因する費用負担 に関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 （徳島県阿南市日開野 町西居内456）	平成20年12月15日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,019,982	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
222	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（川端工区その 3）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月16日	四国電力株式会社 徳島支店 （徳島市寺島本町2 丁目29番地）	会計法第29条の3 第4項	-	1,865,586	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
223	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その9・ 10工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月16日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,039,179	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
224	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その9・ 10工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月16日	有限会社吉田総業代 表取締役吉田直子 （徳島市庄町1-6 2）	会計法第29条の3 第4項	-	4,782,407	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
225	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その3・ その11工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月18日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,751,970	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
226	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その9工 事に伴う区分地上権設定代金 地上権	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月24日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,390,660	-	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
227	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その9工 事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月24日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	2,948,800	-	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）
228	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その9・10 工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成20年12月24日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	1,234,461	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償 に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたもの）

229	国富用水路工事に係る補償金 (公共補償)	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (島根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成20年12月25日	ひらたCATV株式 会社 (島根県出雲市平田 町2110-1)	会計法第29条の3 第4項	-	2,967,258	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
230	国富用水路工事に係る補償金 (公共補償)	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (島根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年1月5日	西日本電信電話株式 会社 島根支店 (島根県松江市東朝 日町102)	会計法第29条の3 第4項	-	3,832,058	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
231	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その1 2)工事に起因する費用負担 に関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年1月7日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,313,872	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
232	香川農地防災事業 北条池地 区建設発生土受入(その3)に 伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下勝義 (高松市三条町242 -1)	平成21年1月8日	北条池土地改良区 (香川県坂出市林田 町1056)	会計法第29条の3 第4項	-	2,043,561	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
233	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(川端工区その 4)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年1月9日	四国電力株式会社徳 島支店長 福寿 芳 久 (徳島市寺島本町2 丁目29番地)	会計法第29条の3 第4項	-	1,286,234	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
234	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(宮川内谷川サ イホン)他工事に伴う補償代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年1月9日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,288,569	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
235	国富用水路工事に係る補償金 (公共補償)	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (島根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年1月13日	中国電力株式会社 出雲営業所 (島根県出雲市小山 町225)	会計法第29条の3 第4項	-	1,919,274	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
236	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(川端新田工区 その8)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年1月20日	板野町水道事業管理 者 板野町長 中島勝 (徳島県板野郡板野 町吹田字町南22- 2)	会計法第29条の3 第4項	-	1,540,047	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

237	弓浜半島農業水利事業 米川用水路改修(夜見工区)及び(夜見工区その2)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	西日本電信電話株式会社 鳥取支店 (鳥取市湯所町2-258)	会計法第29条の3第4項	-	1,840,757	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
238	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,244,400	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
239	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	個人	会計法第29条の3第4項	-	7,576,400	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
240	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,922,800	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
241	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	個人	会計法第29条の3第4項	-	9,851,800	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
242	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年1月21日	個人	会計法第29条の3第4項	-	9,374,400	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
243	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(乙瀬工区その1)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年1月23日	四国電力株式会社徳島支店長 福寿 芳久 (徳島市寺島本町2丁目29番地)	会計法第29条の3第4項	-	1,250,970	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
244	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年1月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	10,992,600	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

245	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年1月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	10,912,000	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
246	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年1月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	12,251,200	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
247	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年1月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	26,908,000	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
248	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年1月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	11,259,200	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
249	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(宮川内谷川サイホン)他工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年1月26日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,309,393	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
250	那賀川(二期)農地防災事業南岸幹線水路(その4)工事に伴う電線路移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野町西居内456)	平成21年1月26日	四国電力株式会社 徳島支店 阿南営業所 (徳島県阿南市富岡町滝の下2-1)	会計法第29条の3第4項	-	1,682,479	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
251	吉野川下流域農地防災事業第十幹線水路(5工区その1)工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年1月29日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,894,347	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
252	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(桧工区その4)工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	3,406,760	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

253	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その4) 工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	3,048,360	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
254	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その4・ その5)工事に係る土地売買代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	4,247,070	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
255	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その4・ その5)工事に係る土地売買代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	6,717,640	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
256	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その5) 工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川 端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	3,639,070	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
257	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その 5)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	4,565,700	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
258	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その 5)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,104,250	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
259	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その 5)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,130,890	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
260	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(桧工区その 5)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,234,400	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

261	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（松工区その 5）工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,443,210	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
262	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（松工区その 5）工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月2日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,111,120	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
263	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その7・ 8・10工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月4日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,228,920	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
264	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その7・ 8・10工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月4日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,236,840	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
265	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その7・ 8工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月5日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,154,679	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
266	香川農地防災事業 実光地区 建設発生土受入（その1）に伴 う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成21年2月6日	実光地区土地改良事 業共同施行代表者 真 光純一 （香川県綾歌郡綾川 町畑田1287- 8）	会計法第29条の3 第4項	-	2,216,550	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
267	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（5工区その 1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,037,430	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
268	吉野川下流域農地防災事業 東部幹線水路（北村工区その 3）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月12日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,567,072	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

269	吉野川下流域農地防災事業 東部幹線水路（北村工区その 3）工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月13日	個人		会計法第29条の3 第4項	-	6,124,752	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
270	那賀川（一期）農地防災事業 那賀川左岸工事用道路工事に 伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 （徳島県阿南市日開野 町西居内456）	平成21年2月13日	個人		会計法第29条の3 第4項	-	2,761,196	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
271	那賀川（一期）農地防災事業 那賀川左岸工事用道路工事に 伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 （徳島県阿南市日開野 町西居内456）	平成21年2月13日	個人		会計法第29条の3 第4項	-	1,707,846	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
272	香川農地防災事業 北条池地 区建設発生土受入（その4）に 伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成21年2月18日	北条池土地改良区 （香川県坂出市林田 町1056）		会計法第29条の3 第4項	-	2,092,452	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
273	香川農地防災事業 下土居地 区建設発生土受入に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成21年2月18日	丸亀市 （香川県丸亀市大手 町2丁目3-1）		会計法第29条の3 第4項	-	2,303,700	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
274	香川農地防災事業 円座谷地 区建設発生土受入に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下 勝義 （高松市三条町242 -1）	平成21年2月18日	丸亀市 （香川県丸亀市大手 町2丁目3-1）		会計法第29条の3 第4項	-	1,395,450	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
275	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事 に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月19日	個人		会計法第29条の3 第4項	-	1,003,310	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
276	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事 に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年2月19日	個人		会計法第29条の3 第4項	-	1,363,382	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

277	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,643,856	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
278	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,105,960	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
279	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,752,108	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
280	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,388,892	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
281	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,558,140	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
282	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,891,868	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
283	吉野川下流域農地防災事業 柿原取水口沈砂池建設他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	4,061,532	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
284	平田船川汐止堰工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字荘原町105番地)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,489,500	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

285	平田船川汐止堰工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,261,000	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
286	平田船川汐止堰工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年2月19日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,620,500	-	公共事業の施行に伴う権利の 取得に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所 及び契約相手方が特定されるも のであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
287	香川農地防災事業 上池導水路改修(その6、7)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下勝義 (高松市三条町242 -2)	平成21年2月24日	まんのう町水道事業 管理者 (香川県仲多度郡ま んのう町吉野430 0-11)	会計法第29条の3 第4項	-	5,080,110	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
288	香川農地防災事業 白谷地区建設発生土受入に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事業所長 木下勝義 (高松市三条町242 -3)	平成21年2月24日	三豊市山本町土地改 良区 (香川県三豊市山本 町辻333-1)	会計法第29条の3 第4項	-	2,032,800	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
289	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路(板名2工区吉野その10)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月24日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,273,800	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
290	平田船川漁船係留施設工事に係る補償金(公共補償)	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年2月24日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,389,150	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
291	平田船川漁船係留施設工事に係る補償金(公共補償)	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字莊原町105番地)	平成21年2月24日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,015,560	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)
292	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その3工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年2月25日	四国電力株式会社徳 島支店長 福寿 芳 久 (徳島市寺島本町2 丁目29番地)	会計法第29条の3 第4項	-	1,016,391	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)

293	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う工作物移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年2月25日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,749,090	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
294	中海干拓事業彦名用水機場ろ過池工事に伴う工作物移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1054-5)	平成21年2月25日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,172,270	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
295	平田船川汐止堰工事に係る補償金(公共補償)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (島根県簸川郡斐川町大字荘原町105番地)	平成21年2月25日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,143,660	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
296	平田船川汐止堰工事に係る補償金(公共補償)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (島根県簸川郡斐川町大字荘原町105番地)	平成21年2月25日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,393,770	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
297	吉野川下流域農地防災事業南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,131,704	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
298	吉野川下流域農地防災事業南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	2,819,696	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
299	吉野川下流域農地防災事業南部幹線水路(北村工区)建設工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月2日	個人	会計法第29条の3第4項	-	4,821,102	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
300	吉野川下流域農地防災事業東部幹線水路(北村工区)原形復旧工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	1,817,856	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

301	吉野川下流域農地防災事業 東部幹線水路（北村工区）原 形復旧工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,160,760	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
302	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（東中富工区） 建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,893,969	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
303	平田船川汐止堰工事に係る補償金（公共補償）	支出負担行為担当 官 中国四国農政局長 関岡 英明 （岡山市下石井1-4-1）	平成21年3月3日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	12,777,204	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
304	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路その7・ 8・9・10工事及び南部・ 第十幹線水路原形復旧その2 工事及び第十幹線水路（1工 区その2）工事に伴う補償代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月5日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,185,500	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
305	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路原形復旧 その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,694,230	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
306	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路原形復旧 その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,868,321	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
307	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路原形復旧 その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,029,693	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
308	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路原形復旧 その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,264,684	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

309	吉野川下流域農地防災事業 南部・第十幹線水路原形復旧 その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年3月6日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,359,735	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
310	弓浜半島農業水利事業 米川 用水路改修(夜見工区)工事に 係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事務所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 054-5)	平成21年3月9日	米子市水道事業管理 者 (鳥取県米子市加茂 町1-1)	会計法第29条の3 第4項	-	8,213,940	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
311	弓浜半島農業水利事業 米川 用水路改修(富益工区)工事に 係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事務所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 054-5)	平成21年3月9日	米子市水道事業管理 者 (鳥取県米子市加茂 町1-1)	会計法第29条の3 第4項	-	9,880,100	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
312	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路(2工区その 4)工事等に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年3月10日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,124,666	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
313	中海干拓事業 伊川用水機場 工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事務所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 054-5)	平成21年3月11日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	5,077,055	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
314	香川農地防災事業 上池導水 路改修(その6、7)工事に伴 う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事務所長 木下 勝義 (高松市三条町242 -3)	平成21年3月13日	まんのう町水道事業 管理者 (香川県仲多度郡ま んのう町吉野430 0-11)	会計法第29条の3 第4項	-	2,416,840	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
315	香川農地防災事業 上池導水 路改修(その6、7)工事に伴 う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局香川農 地防災事務所長 木下 勝義 (高松市三条町242 -3)	平成21年3月13日	西日本電信電話株式 会社 香川支店 (高松市観光通1- 8-2)	会計法第29条の3 第4項	-	1,871,000	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
316	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路(乙瀬工区その 2)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1)	平成21年3月13日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	3,716,352	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者との 契約であり、場所及び契約相手方が 特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

317	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（乙瀬工区その 2）工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月13日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,595,352	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
318	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（乙瀬工区その 2）工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月13日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,631,752	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
319	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（1工区その 1）工事等に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月16日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,824,324	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
320	国富用水路工事に係る補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井 一志 （鳥根県簸川郡斐川町 大字荘原町105番地）	平成21年3月16日	中国電力株式会社 出雲営業所 （鳥根県出雲市小山 町225）	会計法第29条の3 第4項	-	3,187,056	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
321	砂川用水路その8工事に係る 補償金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井 一志 （鳥根県簸川郡斐川町 大字荘原町105番地）	平成21年3月16日	出雲ケブ 牒' ジョン株式 会社 （鳥根県出雲市渡橋 町228-1）	会計法第29条の3 第4項	-	1,742,930	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
322	吉野川下流域農地防災事業 東部幹線水路（高房工区その 7）その他工事に伴う補償代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	四国電力株式会社徳 島支店長 福寿 芳 久 （徳島市寺島本町2 丁目29番地）	会計法第29条の3 第4項	-	1,057,470	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
323	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（板名1工区高 瀬その2）工事に伴う補償代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	1,532,949	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
324	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（板名1工区上 六條その2）工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	2,182,086	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

325	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（板名1工区上 六條その1）工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	2,589,864	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
326	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（矢武工区その 8）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	1,892,160	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
327	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（板名1工区吉 野その12）工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	2,012,496	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
328	吉野川下流域農地防災事業 南部幹線水路（板名1工区吉 野その11）工事に伴う補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	1,842,489	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
329	吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（板名2工区吉 野その3）工事に伴う補償代 金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月17日	板名用水土地改良区 理事長 楠本 嘉明 （徳島県板野郡上板 町高瀬405-4）	会計法第29条の3 第4項	-	1,123,722	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
330	吉野川下流域農地防災事業 吉野川下流域農地防災事業の 実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月18日	鳴門市 （徳島県鳴門市撫養 町南浜字東浜170 番地）	会計法第29条の3 第4項	-	1,653,080	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
331	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（2工区その 6）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月24日	藍住町水道事業管理 者 藍住町長 石川 智能 （徳島県板野郡藍住 町奥野字矢上前52 -1）	会計法第29条の3 第4項	-	3,127,457	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）
332	吉野川下流域農地防災事業 第十幹線水路（1工区その 1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局四国東 部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町 川端字庄境2-1）	平成21年3月24日	藍住町水道事業管理 者 藍住町長 石川 智能 （徳島県板野郡藍住 町奥野字矢上前52 -1）	会計法第29条の3 第4項	-	1,864,593	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、工事に必要となる土地 等の権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	□に準ずると認めら れるもの （財務省に個別に 協議し認められたも の）

333	国富用水路工事に係る補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (鳥根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地)	平成21年3月24日	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ (広島市中区大手町2-11-10)	会計法第29条の3第4項	-	2,207,220	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
334	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(板名2工区吉野その12)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月25日	板名用水土地改良区理事長 楠本 嘉明 (徳島県板野郡上板町高瀬405-4)	会計法第29条の3第4項	-	2,474,700	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
335	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(板名2工区吉野その9)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月25日	板名用水土地改良区理事長 楠本 嘉明 (徳島県板野郡上板町高瀬405-4)	会計法第29条の3第4項	-	2,707,810	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
336	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(板名2工区西分その4・7)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月25日	板名用水土地改良区理事長 楠本 嘉明 (徳島県板野郡上板町高瀬405-4)	会計法第29条の3第4項	-	1,390,211	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
337	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(板名2工区西分その5・6)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月25日	板名用水土地改良区理事長 楠本 嘉明 (徳島県板野郡上板町高瀬405-4)	会計法第29条の3第4項	-	1,801,274	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
338	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(板名2工区吉野その8)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 (徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1)	平成21年3月25日	板名用水土地改良区理事長 楠本 嘉明 (徳島県板野郡上板町高瀬405-4)	会計法第29条の3第4項	-	2,705,243	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
339	砂川用水路その7及びその8工事に係る補償金	支出負担行為担当官 中国四国農政局局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年3月25日	西日本電信電話株式会社 島根支店 (鳥根県松江市東朝日町102)	会計法第29条の3第4項	-	14,917,597	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)
340	砂川用水路その2及びその3工事に係る補償金	支出負担行為担当官 中国四国農政局局長 関岡 英明 (岡山市下石井1-4-1)	平成21年3月25日	西日本電信電話株式会社 島根支店 (鳥根県松江市東朝日町102)	会計法第29条の3第4項	-	19,106,182	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)

341	高知三波川帯農地保全事業西 桃原区域抑制工工事にかかる 費用負担	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局高知三 波川帯農地保全事業所 長 永瀬 健次 (高知県南国市立田 405)	平成21年3月26日	大豊町 (高知県長岡郡大豊 町高須231)	会計法第29条の3 第4項	-	4,258,333	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
342	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その12) 工事に起因する費用負担に 関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,411,186	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
343	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その12) 工事に起因する費用負担に 関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,181,757	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
344	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その13) 工事に起因する費用負担に 関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,824,247	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
345	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その13) 工事に起因する費用負担に 関する契約代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	2,813,001	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
346	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その16) 工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局那賀川 農地防災事業所長 丹羽 啓文 (徳島県阿南市日開野 町西居内456)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3 第4項	-	1,571,209	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
347	弓浜半島農業水利事業 砥屋 川放水路改修工事に係る補償 代金	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局中海干 拓建設事業所長 石田 弘 (松江市八束町江島1 054-5)	平成21年3月27日	米子市水道事業管理 者 (鳥取県米子市加茂 町1-1)	会計法第29条の3 第4項	-	4,529,910	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)
348	砂川用水路工事に伴う水道移 転	分任支出負担行為担当 官 中国四国農政局斐伊川 沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (鳥根県簸川郡斐川町 大字荘原町105番地)	平成21年3月30日	斐川町 (鳥根県簸川郡斐川 町大字荘原2172)	会計法第29条の3 第4項	-	3,088,688	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工 事に必要となる土地等の権利者 との契約であり、場所及び契約 相手方が特定されるものであるた め。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められ たもの)

349	莊原新田用水路（その4）工事に伴う水道移転	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 （島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地）	平成21年3月30日	斐川町 （島根県簸川郡斐川町大字莊原2172）	会計法第29条の3第4項	-	2,805,750	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
350	吉野川下流域農地防災事業第十幹線水路（5工区その1）工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成21年3月31日	四国電力株式会社徳島支店長 福寿 芳久 （徳島市寺島本町2丁目29番地）	会計法第29条の3第4項	-	1,239,984	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
351	吉野川下流域農地防災事業南部幹線水路高志川水路橋撤去その他整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成21年3月31日	上板町有線テレビ株式会社 代表取締役 多田 喜一 （徳島県板野郡上板町高瀬228番地の3）	会計法第29条の3第4項	-	1,141,350	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
352	吉野川下流域農地防災事業吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成21年3月31日	北島町 （徳島県板野郡北島町中村字上地23-1）	会計法第29条の3第4項	-	1,363,425	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
353	吉野川下流域農地防災事業吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成21年3月31日	藍住町 （徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1）	会計法第29条の3第4項	-	1,748,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
354	吉野川下流域農地防災事業吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 （徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1）	平成21年3月31日	板野町 （徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2）	会計法第29条の3第4項	-	2,262,848	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
355	中海干拓事業 中海・宍道湖淡水化中止に伴う公共施設の機能回復補償	支出負担行為担当官 中国四国農政局局長 関岡 英明 （岡山市下石井1-4-1）	平成21年3月31日	安来市 （島根県安来市安来町878-2）	会計法第29条の3第4項	-	19,076,400	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）
356	那賀川（一期）農地防災事業に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 （徳島県阿南市日開野町西居内456）	平成21年3月31日	阿南市 （徳島県阿南市富岡町トノ町12-3）	会計法第29条の3第4項	-	1,908,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）

357	国富用水路工事に伴う水道移転	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地)	平成21年3月31日	出雲市 (島根県出雲市今市町70)	会計法第29条の3第4項	-	8,933,437	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
358	島村用水路工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 新井 一志 (島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地)	平成21年3月31日	西日本電信電話株式会社 島根支店 (島根県松江市東朝日町102)	会計法第29条の3第4項	-	1,691,650	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
359	平成20年度国営干拓環境対策調査諫早湾周辺地域環境保全型農業推進委託事業	分任支出負担行為担当官 九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長 中西 昭弘 (福岡県久留米市善来町)	平成20年10月7日	長崎県 (長崎市江戸町2-13)	会計法第29条の3第4項	5,000,000	5,000,000	100.0%	-	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が特定されるため。	イ(二)	
360	西諸(一期)農業水利事業浜ノ瀬ダム建設工事に伴う立竹木売買契約	支出負担行為担当官 九州農政局長 實重 重実 (熊本市二の丸1-2)	平成20年10月3日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。
361	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(南八町南工区)工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1642-3)	平成20年10月30日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。
362	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(南八町南工区)工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1642-3)	平成20年10月30日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。
363	綾川二期農業水利事業既設管処理その3-1工事に伴う電気工作物等移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局綾川二期農業水利事業所長 川杉 直 (宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5509-1)	平成20年10月2日	九州電力(株)宮崎営業所 (宮崎市橘通西4-2-23)	会計法第29条の3第4項	1,761,534	1,761,534	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
364	綾川二期農業水利事業佐土原幹線水路(下那珂工区その6-1)工事に伴う水道管等移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局綾川二期農業水利事業所長 川杉 直 (宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5509-1)	平成20年10月23日	宮崎市上下水道管理事業者 (宮崎市鶴島3-252)	会計法第29条の3第4項	2,427,500	2,427,500	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

365	都城盆地農業水利事業五十市 ファームボンド1号管理用道路 工事に伴う損失補償契約代金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局都城盆地農 業水利事業所長 服部 龍一 (宮崎県都城市都北町 5225-5)	平成20年10月20日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
366	曾於北部(二期)農業水利事業 大峯建設発生土受入地整備工 事外に伴う損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成20年10月28日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
367	曾於北部(二期)農業水利事業 大峯建設発生土受入地整備工 事外に伴う損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成20年10月28日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
368	佐賀中部農地防災事業幹線水 路(右岸線上戸田工区)工事に 係る土地の使用に伴う損失補 償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農 地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲 1872)	平成20年10月3日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
369	佐賀中部農地防災事業幹線排 水路(大井手線五領工区)工事 に伴う物件移転補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農 地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲 1872)	平成20年10月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
370	佐賀中部農地防災事業幹線排 水路(大井手線五領工区)工事 に伴う物件移転補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農 地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲 1872)	平成20年10月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
371	佐賀中部農地防災事業幹線水 路(右岸線上戸田工区)工事に 伴う物件移転補償(立木)	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農 地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲 1872)	平成20年10月7日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。
372	佐賀中部農地防災事業幹線排 水路(牛津2号線柿樋瀬工区) 工事に伴う土地代相当額	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農 地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲 1872)	平成20年10月21日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補 償に関して契約を行うもので あり、契約の相手方が特定される ため。	口に準ずると認めら れるもの (財務省に個別に 協議し認められたも の)	事後の 契約に 支障が 生じる ため 契約 金額非 公表。

373	佐賀中部農地防災事業幹線水路(西水東水線三日月学校工区)工事に伴う電気通信設備移設等工事補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年10月22日	西日本電信電話(株) 佐賀支店 (佐賀市駅前中央1-8-32)	会計法第29条の3第4項	1,900,185	1,900,185	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
374	佐賀中部農地防災事業幹線水路(西水東水線大寺上工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年10月23日	九州電力(株)佐賀営業所 (佐賀市神野東2-3-6)	会計法第29条の3第4項	2,045,359	2,045,359	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
375	佐賀中部農地防災事業幹線水路(右岸線上戸田工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年10月27日	九州電力(株)佐賀営業所 (佐賀市神野東2-3-6)	会計法第29条の3第4項	3,112,337	3,112,337	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
376	有明海東部海岸保全事業三池工区堤防改修工事に伴う土地使用に係る損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局有明海岸保全事業所長 西本 均 (佐賀市城内2-10-20)	平成20年10月31日	三井鉱山(株)九州事務所 (福岡県大牟田市小浜町1-2-1)	会計法第29条の3第4項	1,595,550	1,595,550	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
377	平成20年度佐賀中部農地防災事業農地転用等実態調査業務委託事業 H20.11.7～H21.3.9	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年11月7日	佐賀土地改良区 (佐賀市大財3-8-15)	会計法第29条の3第4項	5,355,000	5,355,000	100.0%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者から閲覧の請求があった場合には、これを拒んではならないとされている賦課台帳(土地原簿)のデータを引取る必要があり、契	イ(イ)	
378	筑後川下流農業水利事業幹線水路西浜武線(立石下流工区)工事に伴う事業損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 村松 睦宏 (福岡県久留米市津福今町472-31)	平成20年11月13日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。
379	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(東分工区)工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷4612-3)	平成20年11月11日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。
380	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(北八町南工区)工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷4612-3)	平成20年11月17日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じたため契約金額非公表。

381	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(北八町南工区)工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成20年11月17日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
382	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(下大町東工区)工事に伴う電気通信設備移転等工事費用補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成20年11月26日	西日本電信電話(株)佐賀支店 (佐賀市駅前中央1-8-32)	会計法第29条の3第4項	1,161,363	1,161,363	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
383	筑後川下流農業水利事業中木室2号線国道442号横断工事に伴う事業損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 村松 睦宏 (福岡県久留米市津福今町472-31)	平成20年12月8日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
384	都城盆地農業水利事業五十市ファームボンド敷地造成工事に伴う代替水源設置費用負担に係る補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 服部 龍一 (宮崎県都城市都北町5225-5)	平成20年12月3日	下川崎水道組合 (宮崎県都城市関之尾町4978-2)	会計法第29条の3第4項	9,849,000	9,849,000	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
385	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(大井手線駄市川原工区)工事に伴う水道管移設工事補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年12月11日	佐賀市水道事業管理者 (佐賀市若宮3-6-60)	会計法第29条の3第4項	1,339,838	1,339,838	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
386	佐賀中部農地防災事業幹線水路(西水東水線大寺上工区)工事に伴う電気通信設備移設等工事補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成20年12月12日	西日本電信電話(株)佐賀支店 (佐賀市駅前中央1-8-32)	会計法第29条の3第4項	2,086,997	2,086,997	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
387	筑後川下流農業水利事業幹線水路西浜武線(西蒲池工区)工事に伴う事業損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 村松 睦宏 (福岡県久留米市津福今町472-31)	平成21年1月27日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
388	平成20年度都城盆地農業水利事業2号幹線水路(弘川水管橋)工事に伴う電気通信設備移転等工事費用補償契約代金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 服部 龍一 (宮崎県都城市都北町5225-5)	平成21年1月20日	西日本電信電話(株)宮崎支店 (宮崎市広島1-5-3)	会計法第29条の3第4項	1,931,600	1,931,600	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

389	配電線路移設工事補償金(白石導水路(北八町北工区)工事)	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流 白石平野農業水利事業 所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大 字東郷1612-3)	平成21年2月23日	九州電力(株)武雄営 業所 (佐賀県武雄市武雄町 大字昭和776)	会計法第29条の3第4 項	2,067,262	2,067,262	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
390	配電線路移設工事補償金(山脚導水路(下大町東工区)工事)	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流 白石平野農業水利事業 所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大 字東郷1612-3)	平成21年2月26日	九州電力(株)武雄営 業所 (佐賀県武雄市武雄町 大字昭和776)	会計法第29条の3第4 項	1,261,591	1,261,591	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
391	綾川二期農業水利事業既設管処理その6工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局綾川二期農 業水利事業所長 川杉 直 (宮崎県東諸県郡国富町 大字本庄5509-1)	平成21年2月23日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
392	綾川二期農業水利事業既設管処理その3-1工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局綾川二期農 業水利事業所長 川杉 直 (宮崎県東諸県郡国富町 大字本庄5509-1)	平成21年2月2日	西日本電信電話(株) 宮崎支店 (宮崎市広島1-5-3)	会計法第29条の3第4 項	1,085,900	1,085,900	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
393	曾於北部(二期)農業水利事業金丸揚水機場工事に係る土地代金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
394	曾於北部(二期)農業水利事業金丸揚水機場工事に係る土地代金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
395	曾於北部(二期)農業水利事業金丸揚水機場工事に係る損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
396	曾於北部(二期)農業水利事業金丸揚水機場工事に係る損失補償	分任支出負担行為担当 官 九州農政局曾於北部農 業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町 南俣667)	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3第4 項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。

397	佐賀中部農地防災事業幹線水路(右岸線上戸田工区)工事に伴う電気通信設備移設等補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年2月5日	西日本電信電話(株) 佐賀支店 (佐賀市駅前中央1-8-32)	会計法第29条の3第4項	1,235,966	1,235,966	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
398	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(嘉瀬線)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年2月6日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公事
399	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(嘉瀬線)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年2月6日	(有)サガ・ピネガー (佐賀市嘉瀬町中原1969-3)	会計法第29条の3第4項	3,310,600	3,310,600	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
400	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(下大町東工区)工事に伴う水道管移設補償金	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成21年3月18日	大町町 (佐賀県杵島郡大町町大字大町5017)	会計法第29条の3第4項	1,002,750	1,002,750	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
401	電気通信設備移転等工事費用補償金(山脚導水路(下大町東・西工区)工事)	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成21年3月30日	西日本電信電話(株) 佐賀支店 (佐賀市駅前中央1-8-32)	会計法第29条の3第4項	1,119,215	1,119,215	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
402	平成20年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需要費	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成21年3月30日	大町町 (佐賀県杵島郡大町町大字大町5017)	会計法第29条の3第4項	1,372,800	1,372,800	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
403	平成20年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需要費	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成21年3月30日	江北町 (佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1)	会計法第29条の3第4項	1,312,000	1,312,000	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
404	平成20年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需要費	分任支出負担行為担当 官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 清水 正行 (佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3)	平成21年3月30日	小城市 (佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100-1)	会計法第29条の3第4項	1,323,771	1,323,771	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	□に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

405	綾川二期農業水利事業佐土原幹線水路(下那珂工区その4)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局綾川二期農業水利事業所長 川杉 直 (宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5509-1)	平成21年3月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
406	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(1工区)建設工事に起因する減水に伴う補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町南俣667)	平成21年3月19日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
407	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(1工区)建設工事に起因する減水に伴う補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町南俣667)	平成21年3月19日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
408	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(2工区)建設工事に起因する減水に伴う補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町南俣667)	平成21年3月19日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
409	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(1工区)建設工事に起因する減水に伴う補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町南俣667)	平成21年3月23日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
410	曾於北部(二期)農業水利事業金丸幹線配水路(深川工区)工事に伴う水道管移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 千賀 壽明 (鹿児島県曾於市財部町南俣667)	平成21年3月23日	曾於市 (鹿児島県曾於市末吉町二之方1980)	会計法第29条の3第4項	3,765,650	3,765,650	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
411	佐賀中部農地防災事業幹線水路(牛津2号線江津北工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字淵1872)	平成21年3月24日	(株)まるそう (佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1050)	会計法第29条の3第4項	1,353,800	1,353,800	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
412	佐賀中部農地防災事業幹線水路(西水東水線三日月学校工区)工事に伴う水道施設の機能回復補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字淵1872)	平成21年3月26日	西佐賀水道企業団 (佐賀市久保田町大字徳万57-2)	会計法第29条の3第4項	3,629,000	3,629,000	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	

413	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(牛津2号線柿樋瀬工区)工事に伴う上水道施設の機能回復補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年3月26日	西佐賀水道企業団 (佐賀市久保田町大字徳万57-2)	会計法第29条の3第4項	1,500,000	1,500,000	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
414	佐賀中部農地防災事業幹線水路(牛津2号線江津ヶ里工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年3月26日	(株)まるそう (佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1050)	会計法第29条の3第4項	9,824,700	9,824,700	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	
415	佐賀中部農地防災事業幹線水路(市の江川副線三本松上工区)外工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
416	佐賀中部農地防災事業幹線水路(市の江川副線三本松上工区)外工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
417	佐賀中部農地防災事業幹線水路(市の江川副線三本松上工区)外工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 及川 和彦 (佐賀市兵庫町大字洲1872)	平成21年3月26日	個人	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの (財務省に個別に協議し認められたもの)	事後の契約に支障が生じるため契約金額非公表。
418	電気料金	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長土居隆行(山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11)	平成20年10月6日	東北電力株式会社(宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4項	-	1,151,981	-	-	低圧電気であり、提供可能な業者は1である。	二(口)	
419	電気料金	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長土居隆行(山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11)	平成20年11月10日	東北電力株式会社(宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4項	-	1,065,504	-	-	低圧電気であり、提供可能な業者は1である。	二(口)	
420	電気料金	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長土居隆行(山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11)	平成20年12月4日	東北電力株式会社(宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4項	-	1,014,567	-	-	低圧電気であり、提供可能な業者は1である。	二(口)	

421	電気料金	分任支出負担行為担当 官山形森林管理署最上 支署長土居隆行(山形県 最上郡真室川町大字新 町字下荒川200-11)	平成21年1月7日	東北電力株式会社(宮 城県仙台市青葉区一 番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4 項	-	1,014,567	-			低圧電気であり、提供可能な業 者は1である。	二(口)
422	電気料金	分任支出負担行為担当 官山形森林管理署最上 支署長土居隆行(山形県 最上郡真室川町大字新 町字下荒川200-11)	平成21年2月6日	東北電力株式会社(宮 城県仙台市青葉区一 番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4 項	-	1,172,821	-			低圧電気であり、提供可能な業 者は1である。	二(口)
423	電気料金	分任支出負担行為担当 官山形森林管理署最上 支署長土居隆行(山形県 最上郡真室川町大字新 町字下荒川200-11)	平成21年3月5日	東北電力株式会社(宮 城県仙台市青葉区一 番町三丁目7-1)	会計法第29条の3第4 項	-	1,172,821	-			低圧電気であり、提供可能な業 者は1である。	二(口)
424	建物賃貸借 30戸	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 小林裕幸 (群馬県前橋市岩神町4- 16-25)	平成20年10月1日	有限会社黒岩商事	会計法第29条の3第4 項	-	9,540,000	-			当該場所であれば行政事務 を行うことが不可能である賃貸 借契約である	口
425	土地購入 青井岳森林事務所敷地(352.56 ㎡)	分任支出負担行為担当 官 宮崎森林管理署都城支 署長 田口増男 (宮崎県都城市立野町 3655-1)	平成21年2月5日	個人情報不開示	会計法第29条の3第4 項	6,510,000	5,980,000	91.9			当敷地は昭和55年から賃貸 契約により借り受けていたが、 土地所有者から買い上げの要 望があり、土地の費用対効果を 検討し、今後も使用する必要が あることから、競争性のない随 意契約で購入したものである。	口
426	県営林道事業負担金	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 山崎信介 (秋田市中通5-9-16)	平成21年2月5日	青森県庁青森県出納 長 (青森市長島1-1-4)	会計法第29条の3第4 項	-	6,277,500	-			地方公共団体との取り決めによ り、契約の相手方が一であるも の	イ(二)
427	平成20年度林道事業負担金	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 山崎信介 (秋田市中通5-9-16)	平成21年3月16日	秋田県出納長 (秋田市山王4-1-1)	会計法第29条の3第4 項	-	4,473,000	-			地方公共団体との取り決めによ り、契約の相手方が一であるも の	イ(二)
428	H20山のみち負担金	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 山崎信介 (秋田市中通5-9-16)	平成21年3月26日	岩手県知事(岩手県盛 岡市中央通1丁目1- 38)	会計法第29条の3第4 項	-	6,361,000	-			地方公共団体との取り決めによ り、契約の相手方が一であるも の	イ(二)
429	有峰林道真川線維持管理負担 金	分任支出負担行為担当 官 富山森林管理署長 加藤元之 (富山県富山市黒崎字塚 田割591-2)	平成21年2月16日	富山県出納長(富山県 富山市総曲輪1-7)	会計法第29条の3第4 項	-	1,155,415	-			地方公共団体との取り決めによ り、契約の相手方が一であるも の	イ(二)